

(第一類 第十六号)

第十六回国会
衆議院

建設委員会議録第六号

六号

(一八八)

昭和二十八年六月三十日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事内海

安吉君 理事瀬戸山三男君

理事安平

鹿一君 理事山下 榮二君

逢澤 寛君

岡村利右衛門君

仲川房次郎君

松崎 朝治君

赤澤 正道君

村瀬 宣親君

志村 茂治君

三鍋 義三君

山田 長司君

中井徳次郎君

高木 松吉君

只野直三郎君

出席政府委員

建設事務官

伊藤 大三君

委員外の出席者

河川局次長

建設事務官

伊藤 大三君

建設事務官

伊藤 大三君

建設事務官

伊藤 大三君

六月二十六日

北海道防寒住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十八名提出、衆法第一三号)

同月二十七日

同月二十七日

同月二十七日

同月二十七日

同月二十七日

鳴瀬川改修工事施行に関する請願
(佐々木更三君紹介) (第一七七六号)

同月二十七日

北上川改修工事計画変更に関する請願
(只野直三郎君紹介) (第一八三三号)

四号)

大隅道路改修工事促進の請願(永田良吉君紹介) (第一八四五号)

同月二十九日

国道四号線中浅虫、青岩橋間道路改

係工事施行の請願(淡谷悠藏君紹介)

(第一九七四号)

対策確立に関する請願(加藤鑄造君紹介) (第一九七五号)

国道十七号線の一部変更に関する請

願(藤枝泉介君紹介) (第一九七六号)

垂炭採掘地帯における落盤災害復旧

の審査を本委員会に付託された。

十号国道の改良事業実施に関する陳

情書(鹿児島商工会議所会頭勝田信)

工鉱業地帶整備促進法制定に関する陳

情書(伊勢湾工業地帯建設期成同盟会長伊藤次郎左衛門) (第四七五号)

駐留軍労働者の占領期間中の退職金

現金化に関する陳情書(全日本駐留軍労働組合中央執行委員長門司亮)

(第四七六号)

国道並びに府県道の管理権を当該市

町村に委任することに関する陳情書

(京都市議会議長竹内忠治) (第五〇八号)

住宅金融公庫の融資額増額並びに借入手続簡素化の陳情書(京都市議会議長竹内忠治) (第五〇九号)

は、直轄河川といたしましては筑後川を始めといたしまして、遠賀川、菊池川等が被害をこうむつております。お中小河川といたしまして、なまらしまして、二十八日に至つてもまだ降りやまないような状態であります。ほんとうに未曾有の惨禍を引起しておりますのであります。

まず建設省所管の河川につきましておきましては、河川同様相当なはだし被害を受けたる次第であります。道路、住宅等の被害につきましても、まだほんとうに正確な資料を入手しておりませんが、河川同様相当なはだし被害を受けたる次第であります。河川局長が二十七日の午前八時ごろから福岡、佐賀、大分、熊本の各県に、明治二十二年以来いたしました梅雨前線は、六月二十五日の午前八時ごろから福岡、佐賀、大分、いわば六十年ぶりの大降雨をもたらしまして、二十八日に至つてもまだ

おきましては、災害発生後ただちに河川飛行機で現地に参つておる次第であります。河川局長が二十七日の午前の飛行機で現地に立ちました。午後におきましては、河川局長が二十七日の午後三時の飛行機で現地に参つておるような次第であります。そして地方建設局の幹部と一緒になりまして、現

(京都市議会議長竹内忠治) (第五一〇号)

本日の会議に付した事件

産業労働者住宅資金融通法案(内閣提出第八九号)

労働者住宅建設促進法案(山下榮二君外六十五名提出、衆法第八号)

北海道防寒住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十八名提出、衆法第一三号)

九州地方における豪雨災害状況に関する説明聴取

○久野委員長 これより会議を開きます。

○久野委員長 これまで、九州地方における豪雨災害状況につきまして、政府より説明を聴取いたします。

○南政府委員 このたび北九州に発生

につきまして、政府より説明を聴取いたします。

○南政府委員 これが原因につきましては、今回の豪雨災害状況につきまして、政府より説明を聴取いたします。

○久野委員長 これが原因につきましては、今回の豪雨災害状況につきましては、政府より説明を聴取いたします。

いほど大部分が被害をこうむつておるというような状態であります。しかもその詳細につきましては、新聞その他他の報道通り、まだ現地の通信が不通のために正確な資料が入手できない

想像に納しまする状態であります。しかもこの被害も、筑後川に起きましては、新聞そ

の詳細につきましては、新聞そ

地において応急対策に遺憾なきよう期

しておるような状態でございますが、

まずとりあえず現地の直轄河川につきましては、すなわち筑後川とか遠賀川とか菊池川といふような川につきましては、本日閣議を経まして、災害予備金から六億円を支出すべく手続中でござります。

か菊池川といふような川につきましては、本日閣議を経まして、災害予備金から六億円を支出すべく手続中でござります。

か菊池川といふような川につきましては、本日閣議を経まして、災害予備金から六億円を支出すべく手續中でござります。

か菊池川

今回のこの災害を申しますものは、正確な資料はございませんが、明治二十二年以来だそうですございます。やや正確な資料がそろつておりますのは大正十年の洪水であります。筑後川における工事を進めたわけであります。大正十二年以來いろいろの洪水対策、災害対策を講じて参つたのであります。先ほども御説明申し上げましたように、大正十年の洪水がもたらしましたいろいろの流水量の計算をいたしまして、たいてい大丈夫だろうという危険率を考えまして、筑後川におきましては七メートル五八の堤防を築いてあります。今度の洪水は八百ミリというような大きな降雨量がございましたために、危険率を計算いたしました。これなら大丈夫だと思つてやつた堤防の七メートル五八をさらに一メートル三七も突破するというような状態から、いろいろな災害が起きたようになります。過去の資料を基礎にいたしまして、その資料か

○南政府委員 お答え申し上げます。元来大正十年時代の水源地の山林の状態と今日の山林の状態とは、相当かわっていることだと思います。しかし、水の出方と申しますものは、降り方の状態にもよりますし、いろいろの原因が重なり合つて、今度あたりは何でも毎秒二百立方メートルというような大きな雨量になつておるそうであります。が、そういうようなことになつたのが、もちろん山の状態も、戦争由来における無計画伐採によつて相当荒れてしまつたということも、相当大きな原因のがせない原因の一つではないかと思つております。

場合にはどうして行きたい、将来はどうやりたいというようなことを、この機会において一言御説明願えれば」こうだと思います。

○伊藤説明員 河川の根本的な計画につきましては、時々刻々われべくといふたしましても新しい資料を集め、その新しいデータに基いて、次の計画に次と進んでおるわけであります。先ほどの六億という問題でござりますが、これはとりあえず現在直轄でやつております河川の決壟箇所の応急の締切り並びに、応急の手当ということで一応お願ひいたわけでありまして、なお検査の進む限り、こういう緊急対策費をさらに追加をお願いしなければならぬと存じておるのであります。これはとりあえず第一段階としてまず雨が上がりすぐこれだけの手当をするというわけとなりましたわけでございます。

次に根本的な改修の問題につきましては、筑後川につきましても、その後いろいろの資料を集めまして、従来の計画は先ほど申しました五千立方の流量を流すという考え方から進めておつたのでありますけれども、お話をござ

よりまして、上流においてためたい、いろいろような計画を立てております。こういうような計画を次から次とあらゆる河川について立てて参りたい。すでに大きな川十本につきましては、子の計画を立てておりますが、これが改修の事業化について努力をいたしております。

なお今後の問題につきましては、こ
ういうような実例もござりますから、至急あらゆる河川につきまして計画の再検討をいたしまして、治水事業の継続化ということに力をいたし、思い切
つて金を出していただいて、われへ
の方をして安心をして工事を担当し、責任をもつてその工事が遂行できるよ
うにやつて行きたいと存じておるわけ
であります。

○内海委員 昨日首相官邸において、國土総合開発審議会の第一回の会合を開いたのでありますか、ちよつと今問題になつておる北九州と同様のことをお
予想しまして、すでに昨年の國土総合開発審議会において、本土においては
まず北上川を取上げ、昭和二十八年度より実行することになつたのでありま

○伊藤説明員 ただいまの九州の問題でございますが、先ほど申し述べましたように、筑後川に対しますいわゆる荒筋の河川計画につきましては、河川局としましては、二十三年の——これは公式の機関ではございませんが、治水調査会に諮りまして案を立てておるのであります。ただ地方の特定の地域の計画につきましは、国土総合開発法の建設からいたしまして、地方の盛り上づた力でこれをつくり上げるという形式をとつておりましたために、なかなか進行いたさなかつたのでございますが、幸い最近国土総合開発法の改正もございましたので、一段とこの熱が地方にも上り、また今回を機会としてこの熱もさらに高まるものと思います。中央におきましてもこの際この筑後を中心としました根本的な河川の改修の計画につきまして指導をし、地方においても計画を立てて推進したい、こう存じておる次第でございます。

たので非常に渋滞が早かつたといふことを聞いております。こうした過去の体験を基調となさるのとは非常に案せられるので、そうしたことのないようになります。これだけのことがあつたといふことは、たとえば堤防が七メートルでいいと思つておつたのが、水が八メートル、九メートル出たことが一つの原因であると思ひますが、この点について、もしお考えがあつたらお答え願いたいと思います。

ら、あり得るいくつのことを考えた上で、十分に対策を講じたつもりでしたのですが、今度の災害は、非常に災害が大きくなつたということの危険性を突破してしまつたために、非常に災害が大きくなつたということを考えられております。

明によると、とりあえず大蔵省と折衝して六億の金を出して何とかまかなうことにしておる。遺憾なきを期することにしておる。どうようなお話をありますかが、单にその六億だけでなく、さらに進んで、あるいは五百億といわれ、あるいは千億といはれるこの被害に対して、建設省として、道路、河川等に対しても、思いつきでなく、今までの考略がありましたならば、政務次官でなくとも、次長でけつこうでござりますから、今までこういう問題が起ることもあらかじめ予想されまして、いろいろとそ

いたしました。たとへば、山の状態もあり、最近年の雨量のいろいろのデータも調べておるが、これをさらに七千ぐらゐに上げること根本的な改修計画を立てようといふと、それで、これの一応の案ができあつたのであります。

す。ところがここに提案せられたると
ころの案を見ますと、第一に最上川で
ある、第二には利根川である、そし
て第三には天竜川といつたような、関
東地方を中心とした計画はできておる
ようであるけれども、九州方面の問題
については——輿論としてはどうかわ
かりませんけれども、正当なる機関、
少くとも水系を基本としてやるところ
の國土総合開発、すなわち河川を基本
としてやるところの計画としては、一
向取上げておらぬようあります
が、この点に対する建設省の考え方など

現在施行中箇所のある工事が、建設省の建設計画より一ヶ月三〇の水がオーバーしたとのことで、被害が甚大であったことはまことに遺憾です。私は今後の災害復旧工事に対しましては、十二分にそういうようなことをよく検討して、再び繰返さないよう、完全なる計画のもとにやつてもらいたい。橋梁なんかはみな五十倍以上の安全率を見ておりましたが、河川工事の取扱いにつきましては、建設省の計画が非常にルーズではなかつたが。現在やつておる工事がさような計画になつておるということを考えると、非常に不安を感じますので、せひとも今後、財政的關係もありましようが、こうした工事をやるときには百年の大計を立て、再びこうしたことにならないよう御注意願いたい。

○久野委員長 潤戸山三男君。

○瀬戸山委員 一つだけお尋ねしてお

りますが、先ほど河川局次長から、ダム方式によつて云々というお話をあ

りました。この筑後川の上流でダムを

築造して、この流水を調節するとい

うのがそれが福岡県と大分県との県の

関係で、その計画が非常に行き惱んで

おるということを聞いておるのです。

そういうふうに国全体のこういう重大

問題を起すものについて、県の境がど

うである、こうであるということは、

きわめて遺憾に思うのですが、実情は

どういうふうになつておりますか。

○伊藤説明員 筑後川の洪水調節の予

定地としておりますところは、今お話

のありましたように福岡県になくて大

分県にござります。場所は太田久世畑

といふところだと思います。この場所

の大きさは五百戸以上もございま

ります。ああいう場合には、ほとんど

強権をもつてでもそれを実施に移して

いる。五百戸の家が埋没することは、

その土地に住んでる人にはもちろん

解決が至難でありますところへもちま

して、両県にまたがつておるといふこ

とが、実際にこの問題の解決をさらには

むずかしくいたしておるわけでござい

ます。しかしながら今回水害現状か

ら見まして、これを西日本の争いにまか

せておくといふことはとうていできな

いことございまして、われくとい

たしましても、從来からその問題につ

いては、両県にそれくできるだけ勧

かけ、特に大分県に対しては福岡県と

して十分なるお願ひをせられまして、

それについていろいろの補償の問題や

なにかにつきましては、福岡県が十分

協力するといふ建前から進んで、ぜひ

これを実現いたしたい、こう存じてお

る次第でございます。

○瀬戸山委員 今度の災害を転じて福

とすというような考え方で熱意を持

ておられるといふのであります。

私はその熱意を実現させていただきた

い、こういう考え方を持つております。

つまりおられるといふ場合には、いつ

もろんダムをつくる場合には、いつ

いかなる場所においても、今のような

問題が起つております。しかし日本内

の河川が各県を通じることとは当然

でありますて、県の地域が違うとい

うようなことで、かような重大な災害

を起すようなことは、國として許され

ないことだと思います。全然話は違ひ

ますけれども、たとえば軍事基地と申

しますが、これが今各地で問題になつ

ますます予定になつておりますか。九州

だけで六億円なのか。

○南政府委員 お答え申上げます。

先ほど私御説明申し上げました六億円

と申しますのは、九州地区におきます

直轄河川の経費でございまして、中

國、四国におきましても漸次直轄河川

その他について、相当の損害が発生い

たしました由に聞いておりますので、中

國、四国におきましても漸次直轄河川

その他の問題のために、十何戸とい

う災害を受けている。先ほども御報告

がありましたが、一千億になん

んとするような重大な問題を起してお

る。軍事基地とこれと関連させて申す

のはおかしいのでありますけれども、

そういうときには政府はあくまでも強

行するが、こういう日本の経済、財

政、民生の安定に重大な結果を起すも

のについては、一向役所はただ県の態

度がどうであるというようなことを言

うのであります。それもある程度理由

はありますけれども、こういうことこ

そ政治の力でその地方の住民を納得さ

せて、将来の災害を防ぐために努力を

されんことをお願いしておきます。

○久野委員長 質疑を継続いたしま

す。安平鹿一君。

○安平委員 先ほど次官の説明により

ますと、現在建設関係で支出を予定さ

ます。安平鹿一君。

○久野委員長 質疑を継続いたしま

す。これは決して自分のところだけ言

ふわけじやないが、九州方面だけに目

を奪われて、他を顧みないといふで

うの川の応急措置を六億円でやろうとい

うようなふうに閣議へ申請したよ

うでござります。

○安平委員 ここに付録になつておる

表で見ても、愛媛県は相當多いので

す。これは決して自分のところだけ言

ふわけじやないが、九州方面だけに目

を奪われて、他を顧みないといふで

うの川の応急措置を六億円でやろうとい

(主務大臣、主務省令)

第十四条 この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とし、主務省令は、建設省令・大蔵省令とする。

第四章 罰則

第十五条 第十条第一項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員が同条第二項において準用する公庫法第二十三条规定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第十六条 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定（この法律において準用する公庫法の規定を含む。）により主務大臣の認可を受け、又は承認を得なければならぬ場合において、その認可を受けず、又は承認を得なかつたとき。

二 第七条第三項において準用する公庫法第十九条の規定に違反して貸付をしたとき。

三 第九条第一項の規定又は同条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定に違反して貸付金の限度をこえて貸付を行つたとき。

四 第九条第二項において準用する公庫法第二十条第五項の規定による公庫法第二十条第五項の規定に違反して公表を怠り、又は不実の公表をしたとき。

附 則

I この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項中住宅金融公庫法第十六条の改正規定に係る部分は、昭和二十八年四月一日から適用する。

2 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

2 住宅金融公庫は、前項に規定するものの外、産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第二号）に基き、産業労働者

住宅の建設に必要な資金を融通することを目的とする。第十六条の見出しを「（役職員の地位及び給与）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 公庫の役員及び職員は、国家公務員としての給与を受ける。但し、総裁は、公庫の役員及び職員に対して、その受ける俸給の百分の二十に相当する金額を

こえない範囲内において、主務大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。この場合において、主務大臣が承認を与えようとするときは、人事院に協議しなければならない。

3 前項の特別手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定による俸給とはしない。

第十七条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

3 第十七条第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 公庫は、前二項に規定する業

務の外、産業労働者住宅資金金融通法（以下「融通法」という。）第七条に規定する資金貸付の業務を行う。

第二十四条第二項中「前条第二項に規定する」を削る。

第二十条中「資金のうち」を「資金を郵便振替貯金とし、又は」に「必要な金額を限り」を「必要な金額の範囲内にし、又は」に「必要な金額を限り」を「必要な金額の範囲内において」に改める。

第二十三条中「金融機関」の下に「融通法第十一条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。」を加える。

第三十一条第二項中「この法律の下に「及び融通法」を加える。

第三十二条第一項第一号中「若しくはこの法律に基く命令又は」の下に「及び融通法」を加える。

第三十三条第一項中「金融機関」の下に「若しくは融通法第十二条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関」を加える。

第三十三条第一項中「融通法」の下に「若しくは融通法第十二条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体若しくは金融機関」を加える。

第三十三条の二（住宅金融公庫の償還金）第五十八条から第六十一条までの規定は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五百五十六号）による住宅金融公庫から業務の委託を受けた金融機関を加入者と

し、当該加入者に住宅金融公庫の貸付に係る償還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱について、これを準用する。

2 前項の償還金を納付するための払込の場合における払込の料金は、第十八条第一項の規定にかかるわざ、十円、即時払の料金は、八円とする。

3 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のよう改正する。

第三条第二十三号の二中「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五百五十六号）」の下に「及び産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第二号）」を加える。

第五 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のよう改正する。

第二十二条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 産業労働者住宅資金の融通に関すること。

5 第十二条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 産業労働者住宅資金の融通に関すること。

第六十二三条の二（住宅金融公庫の償還金）第六十三条の二（住宅金融公庫の償還金）第五十八条から第六十一条までの規定は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五百五十六号）による住宅金融公庫から業務の委託を受けた金融機関を加入者と

附 則 第一章 総則

第一条 この法律は、労働者住宅の建設に必要な資金を長期且つ低利で融通することにより、その建設を促進し、もつて労働者のために健全で文化的な生活を確保することを目的とする。

第二条 この法律において「労働者」とは、左に掲げる者（主務大臣の指定する者を除く。）をいう。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者

二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第二項に規定する一般職に属する職員

三 国家公務員法第二条第三項第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる職員

二 この法律において「事業者」とは、労働者で前項第一号に掲げる者を使用する事業主をいう。

三 この法律において「労働者住宅」とは、労働者居住の用に供する住宅及びその附帯施設をいう。

2 この法律において「労働者住宅」とは、労働者居住の用に供する住宅及びその附帯施設をいう。

3 この法律において「労働者住宅」とは、労働者居住の用に供する住宅及びその附帯施設をいう。

3 第三条 労働者住宅は、保安上、衛生上及び耐久上必要な構造及び設備を有し、且つ、住みよいものを建設するものとし、その敷地は、保安上及び衛生上良好な環境を維持し、且つ、労働者の通勤その他の日常生活の利便を維持することができるようだ、その位置を選定するものとする。

（実施機関）

第四条 第一条の目的を達成するために必要な資金の融通は、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）において行うものとする。

（労働者住宅建設三箇年計画）

第五条 主務大臣は、第一条の目的を達成するため、昭和二十八年度以後の毎三箇年を各一期として、労働者住宅建設三箇年計画案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

2 政府は、前項の規定により閣議の決定を経た労働者住宅建設三箇年計画を遂行するため、前条の規定により公庫が行う事業に要する資金の確保につき特別の考慮を払わなければならない。

（主務大臣及び主務省令）

第六条 この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とし、主務省令は、建設省令・大蔵省令とする。

第二章 労働者住宅建設審議会

（労働者住宅建設審議会）

第七条 建設省は、労働者住宅建設審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、主務大臣の諮問に応じ、労働者住宅の建設に関する重要な事項を調査審議する。

4 左に掲げる場合においては、主務大臣は、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

一 第五条の規定により労働者住

宅建設三箇年計画案を作成しようとするとき。

二 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）（以下「公庫法」という。）第二十四条の規定により、第八条の規定による貸付金に係る業務に関する業務方法書の認可又はその変更の認可をしようとするとき。

三 公庫法第二十五条の規定により、第八条の規定による貸付金に係る業務に関する事業計画及び資金計画の認可又はその変更の認可をしようとするとき。

四 主務大臣は、前項の諮問に対する審議会の答申を充分に尊重しなければならない。

5 議会は、左に掲げる者につき

建設大臣が任命する委員十五人以内をもつて組織する。

6 議会は、左に掲げる者につき

建設大臣が任命する委員十五人以内をもつて組織する。

7 勤労者を代表する者 六人以内

二 大蔵事務次官

三 労働事務次官

四 勤労者を代表する者 六人以内

五 事業者を代表する者 三人以内

六 学識経験のある者 三人以内

七 委員は、非常勤とする。

8 第六項第四号から第六号までに掲げる者につき任命する委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

9 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

10 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

前十項に規定するものの外、審

議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 資金の貸付

（貸付のできる者の範囲）

第八条 公庫は、左に掲げる者に対し、労働者住宅の建設（新たに建設された住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）に必要な資金の貸付の業務を行う。

一 法人たる労働組合及び國家公務員法、裁判所職員臨時指置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）又は地方公務員法（昭和二十九年）に基く法人たる国家公務員又は地方公務員の団体であつて、それぞれの組合員又は構成員たる労働者で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

二 公庫は、前項各号に掲げる者が勤労者住宅の建設に附隨して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、土地又は借地権の取得に必要な資金を当該勤労者住宅を建設する場合においては、土地又は借地権の取得に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

（貸付をすることができる勤労者住宅）

三 公庫が前条第一項の規定により貸付をことができる勤労者住宅は、その構造が主務省令で定める基準に適合するものであり、且つ、一戸当たりの床面積が二十九平方メートル以上六十七平方メートル以内のものでなければならぬ。

（貸付金額の限度）

四 公庫が前条第一項第一号から第四号までに掲げる者に對する貸付金の利率は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる者に對する貸付金にあつては、年五分五厘以下において公庫が定めるものとし、同項第五号に掲げる者に對する貸付金にあつては、年五分五厘とする。

五 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

六 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

七 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

八 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

九 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

一〇 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

一一 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

一二 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

一三 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

一四 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

一五 第八条の規定による貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

前十項に規定するものの外、審

第一項第一号から第四号までに掲げる者に対する貸付金にあつては、勤労者住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては、標準建設費。以下この項において同じ。）又は土地若しくは借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては、標準価額。以下この項において同じ。）の全額とし、同項第五号に掲げる者に対する貸付金にあつては、勤労者住宅を建設するもの

設するもの

四 住宅組合法（大正十年法律第六十六号）による住宅組合について、労働者をその組合員とするもの

五 法人たる事業者であつて、その使用する労働者で自ら居住するため住宅を必要とするものに對し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

六 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

七 前項の「標準建設費」又は「標準価額」とは、公庫法第二十条第四項及び第五項の規定により公庫が定め、且つ、公表した標準建設費又は標準価額をいう。

八 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

九 前項の「標準建設費」又は「標準価額」とは、公庫法第二十条第四項及び第五項の規定により公庫が定め、且つ、公表した標準建設費又は標準価額をいう。

一〇 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

一一 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

一二 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

一三 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

一四 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

一五 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

一六 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

一七 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

一八 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

一九 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

二〇 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

二一 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

二二 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

二三 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

二四 公庫は、前項各号に掲げる者があつて、その組合員で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの

前十項に規定するものの外、審

区	分	償還期間
耐火構造の労働者住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第六十九号）による共済組合のうち、法律により法人たる国家公務員若しくは地方公務員の団体を結成し、又はこれに加入することのできない労働者をその組合員とするものであつて、その組合員たる当該労働者で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの	簡易耐火構造の労働者住宅（外壁をコンクリート造りの労働者住宅又は借地権のうち、法律により法人たる国家公務員若しくは地方公務員の団体を結成し、又はこれに加入することのできない労働者をその組合員とするものであつて、その組合員たる当該労働者で自ら居住するため住宅を必要とするものに対し賃貸する目的をもつて勤労者住宅を建設するもの	三十五年以内

木造の労働者住宅又は木骨防火造の労働者住宅の建設及びこれらに附隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

二十年以内

3 前項に規定する労働者住宅の構

造に關し必要な技術的事項について
ては、公庫法第二十一条第二項の規定に基く主務省令の定めるところによる。

4 第八条の規定による貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、同条の規定により公庫から資金の貸付を受けた者(包括承継人を含む。以下「貸付を受けた者」という。)は、貸付金についていつでも一時償還をすることができる。

5 公庫は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合においては、貸付を受けた者に対する一時償還を請求することができる。

6 貸付を受けた者(包括承継人を含む。以下「貸付を受けた者」という。)は、貸付金についていつでも一時償還をすることができる。但し、同条の規定により公庫から資金の貸付を受けた者(包括承継人を含む。以下「貸付を受けた者」という。)は、貸付金についていつでも一時償還をすることができる。

滞納したとき。

三 貸付を受けた者が第十四条第一項の規定に違反したとき。

四 貸付を受けた者で住宅組合以外のものが貸付金に係る労働者住宅又は労働者住宅及びこれに附隨する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

五 貸付を受けた者である住宅組合から貸付金に係る労働者住宅又は労働者住宅及びこれに附隨する土地若しくは借地権の譲渡を受けた組合員が当該労働者住宅又は労働者住宅及びこれに附隨する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

六 貸付を受けた者である住宅組合が当該組合から貸付金に係る労働者住宅又は労働者住宅及びこれに附隨する土地若しくは借地権を他人に譲渡したとき。

七 貸付を受けた者が貸付金に係る労働者住宅を貸付の際定められた用途以外の用途に供したとき。

八 貸付を受けた者で住宅組合以外のものが第十五条の規定に違反したとき。

九 前各号に掲げるものの外、貸付を受けた者が正当な理由がなく契約の条項に違反したとき。

二 貸付を受けた者が当該貸付金を担保するために設定された抵當権の目的たる労働者住宅又は土地に係る租税その他の公課を

きは、公庫は、当該貸付金を担保するために設定された抵當権を実行するものとする。

(貸付の条件の変更)

第十二条 貸付を受けた者が災害その他特殊の事由により元利金の支払が著しく困難となつた場合においては、公庫は主務大臣の認可を受けて貸付の条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができる。

(事業計画及び資金計画)

第十三条 公庫は、公庫法第二十五条の規定により、第八条の規定による貸付金に係る業務に関する事業計画及び資金計画を作成する場合においては、事業年度を通じて、同条第一項第五号に掲げる者に対する貸付金に對する割合が百分の三十をこえないようにしてこれを定めなければならない。

第四章 貸付を受けた者の遵守すべき事項等

(貸付の用途の規定)

第十四条 貸付を受けた者は、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならない。

2 公庫は、貸付金が貸付の目的以外の目的に使用されることを防止するため、必要に応じて、貸付金をもつて建設する労働者住宅の工事施行者に対し、直接に資金を交付する等資金の交付に関し適切な措置をとることができる。

(賃貸の条件)

第十五条 貸付を受けた者で住宅組合以外のものは、貸付金に係る勤

労者住宅を、自ら居住するため住宅を必要とする労働者に対し、賃借人の資格及びその選定方法、家賃その他の賃貸の条件に関する主務省令で定める基準に従い賃貸しなければならない。

(貸付を受けた者に対する会計検査)

第十六条 会計検査院は、必要があると認めるときは、貸付を受けた者の会計を検査することができる。

(罰則)

第十七条 第十五条の規定に違反する行為があつた場合においては、その違反行為をした法人の代表者、代理人、使用者、代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務

に関する前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人に対しても同項の罰金刑を科する。但し、法人の代理人、使用者その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときはその法人については、この限りではない。

第十八条 第九条又は第十条の規定に違反して貸付をした公庫の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

(附則)

第一項第一項又は第二項の規定による貸付金に係る委託業務と同条第三項の規定による貸付金に係る委託業務とを区分し、それぞれの委託業務に関する別個の準則を定めなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

3 公庫は、第一項の業務方法書を定める場合においては、第十七条第一項又は第二項の規定による貸付金に係る業務と同条第三項の規定による貸付金に係る業務とを区分し、それぞれの業務方法書を定めなければならぬ。

第十七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 公庫は、前二項に規定する業務の外、労働者住宅建設促進法(昭和二十八年法律第号)の定めるところにより、労働者住宅の建設

三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公庫は、前二項に規定する業務の外、労働者住宅建設促進法(昭和二十八年法律第号)の定めるところにより、労働者住宅の建設

規定による貸付金に係る業務と同条の第三項の規定による貸付金に係る業務とを区分し、それぞれの業務に關する別個の事業計画及び資金計画を作成しなければならない。
第三章中第二十五条の次に次の二
条を加える。

第三十一条第二項中「この法律」を「**この法律又は労働者住宅建築促進法**」に改める。
第三十二条第一項第一号を次のように改める。

組合から当該労働者住宅若しくはその用地の譲渡を受けたその組合員のいずれかに最初に当該労働者住宅又はその用地に対する固定資産税を課すべき年度以降五箇年度においては、当該労働者住宅又は、その用地に対する固定資産税を課することができる。

は、その使用する産業労働者に對して
住宅を建設しようとする事業者及びそれ
らの事業者にかわつて労働者のため
に住宅を建設しようとする会社その他
の法人であります。資金貸付の限度額
は建設費の五割、貸付利率は年六分五
厘、償還期間は耐火構造住宅及び簡易
耐火構造住宅については二十五年以内
内、木造住宅については十五年以内と
いたしております。

この法案に基き、昭和二十八年度に

住宅不足は即ち我が国の産業の上に至る
な影響を与えております。すなわち産業
業の発展と生産の能率増進の上に非常
な悪影響を与えていたことは、いまま
ら私が申し上げるまでもないであります。
終戦後におけるわが国の産業發
展が、わが国經濟の自立の上にいかに
大きな役割を果さねばならぬかは、い
まさら私が申し上げるまでもないこ
とございまして、これらの点から考
みて、まして、今わが国に行われてお
るところのさやかな住宅政策では、と
うていこれらを満たし得ることができ
ないと考えまして、ここに勤労者住宅
建設促進法案を提出いたしましたゆえ

第二項の規定による貸付金に係る業務に関する事業計画及び資金計画を作成する場合においては、一事業年度を通じて、同条第一項第三号の規定に該当する者に対して貸し付ける金額の総額の当該年度における同条第一項又は第二項の規定による貸付金の総額に対する割合が百分の三十をこえないようこれまで定めること。

第三条中第二十三号の二を第二十三号の四とし、第二十三号の二の次に次の一号を加える。

二十三の三 勤労者住宅建設促進法昭和二十八年法律第 号の施行に関する事務を管理すること。

第十条第一項の表中住宅対策審議会の項の次に次のように加える。

建設大臣及び大蔵大臣の諮問に応じて勤労者住宅建設に関する重要事項を調査審議すること。

勤労者住宅建設審議会

組合から当該労働者住宅若しくはその用地の譲渡を受けたその組合員のいずれかに最初に当該労働者住宅又はその用地に対する固定資産税を課すべき年度以降五箇年度においては、当該労働者住宅又は、その用地に対する当該各年度分の固定資産税をこれらの者に課することなるべき。

○南政府委員 産業労働者住宅資金融通法案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。申すまでもなく現在の住宅難はきわめて深刻であります。これが解決はわが国の当面する内政上の大きな問題となつてゐるのであります。特にこの住宅難はわが国再建の原動力となつてゐる労働者において最もはなはだしく、これらの人々の生活安定はもぢろん、勤労能率に対しても重大な影響を与えてゐる次第であります。政府におきましては、このような住宅事情に対処し、從来から各般の施策を講じ、そと最も重要なものとして低賃貸公営住宅及び住宅金融公庫融資住宅の建設に

は、その使用する産業労働者に対する住宅を建設しようとする事業者及び彼らの事業者にかわつて労働者のために住宅を建設しようとする会社その他の法人でありまして、資金貸付の限度は建設費の五割、貸付利率は年六分厘、償還期間は耐火構造住宅及び簡易耐火構造住宅については二十五年内、木造住宅については十五年以内、いたしております。

この法案に基き、昭和二十八年度におきましては、住宅六千五百戸分二億円の貸付を予定いたしております。特に、住宅の質の向上をはかる意味でおきまして、融資にあたりましては火構造アパートの建設に重点を置きたいと考えております。

以上本法案の提案理由と法案の骨についておきましてその概要を申し上げました。なお、この法案の施行に伴い住宅金融公庫法の一部を改正する必要を生じましたので、これにつきましても改正いたしたいと存じております。何よりも慎重御審議の上やすみかに御可決をうらんことをお願いする次第であります。

四 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第十一号ノ三の次に次の
一号を加える。

十一ノ四 勤労者住宅建設促進法
第八条ノ規定ニ依リ住宅金融公
庫ヨリ資金ノ貸付ヲ受ケタル者
ガ其ノ貸付金ヲ以テ建設シ又ハ
取得シタル勤労者住宅又ハ其ノ
用地ニ關スル権利ノ取得又ハ所
有權ノ保存ノ登記。

地方税法（昭和二十五年法律第

二百二十六号の一部を次のよう
に改正する。
第三百四十八条に次の一項を加え
る。

組合から当該労働者住宅若しくはその用地の譲渡を受けたその組合員のいずれかに最初に当該労働者住宅又はその用地に対する固定資産税を課すべき年度以降五箇年度においては、当該労働者住宅又は、その用地に対する当該各年度分の固定資産税をこれらの者に課すことができない。

○南政府委員 産業労働者住宅資金融通法案につきまして、その提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げます。申すまでもなく現在の住宅難はきわめて深刻であります。これが解決はわが国の当面する内政上の大きな問題となつてゐるのであります。特にこの住宅難はわが国再建の原動力となる労働者において最もはなはだしく、これらの人々の生活安定はもちらん、勤労能率に対しても重大な影響を与えてゐる次第であります。政府におきましては、このような住宅事情に対処し、從来から各種の施策を講じ、その最も重要なものとして低家賃公営住宅及び住宅金融公庫融資住宅の建設に努力して参つたのであります。この建設促進をはかる必要があるものと考える次第であります。すなわち、国と事業者の協力によつて、産業に従事する労働者に対し低家賃の住宅を供給するため、労働者のための住宅を建設しようとする事業者等に対し、住宅融公庫を通じ長期低利資金を融通することを目的とする本法案を提案いたすこととした次第であります。

本法案により資金の融通を受ける者は、その使用する産業労働者に対し住宅を建設しようとする事業者及び彼らの事業者にかわつて労働者のために住宅を建設しようとする会社その他の法人でありまして、資金貸付の限度は建設費の五割、貸付利率は年六分厘、償還期間は耐火構造住宅及び簡易耐火構造住宅については二十五年以内、木造住宅については十五年以内、いたしております。

この法案に基き、昭和二十八年度につきましては、住宅六千五百戸分二十億円の貸付を予定いたしております。特に、住宅の質の向上をはかる意味でおきまして、融資にあたりましては型火構造アパートの建設に重点を置きましたので、これにつきましても改正いたしたいと存じております。何とぞ慎重御審議の上ですやみかに御可決いただきたいたいと存じます。

○山下(榮)委員 次に労働者住宅建設促進法の提案理由の説明を聽取いたします。山下榮二君。

○久野委員長 次に労働者住宅建設促進法の提案理由とこの法案の概要を申し上げます。山下榮二君。

○山下(榮)委員 それでは私から労働者住宅建設促進法の提案理由とこの法案の概要を申し上げて、皆様方の御賛成をお願い申し上げたいと存ずる次第であります。

ただいま政府の説明もございましたように、わが国の住宅の不足は三百六十万戸に及んでいるといわれておるのあります。わけてその中で労働者の住宅が百十九万戸不足いたしているといわれておるのであります。労働者の

住宅不足は即ち我が国の産業の土に至る大きな影響を与えております。すなわち産業の発展と生産の能率増進の上に非常な悪影響を与えていることは、いまさら私が申し上げるまでもないのです。終戦後におけるわが国の産業発展が、わが国経済の自立の上にいかに大きな役割を果さねばならぬかは、いまさらず私が申し上げるまでもないことです。ございまして、これらの点から著しまして、今わが国に行われておりますところのさやかな住宅政策では、とうていこれらを満たし得ることができないと考えまして、ここに労働者住宅建設促進法案を提出いたしましたゆえんでございます。

定を求めるにあらねとしておるの
であります。政府は労働者住宅三箇年
計画を遂行するため必要な資金の確保
について、特別の考慮を払わなければ
ならぬということにいたしておるので
あります。労働者住宅建設三箇年計画
案の作成その他の重要事項を調査、審
議せしめるために、建設省に労働者住
宅建設審議会を置き、その委員の構
成は関係者の代表として建設、大蔵及
び労働省の事務次官及び労働者代表六
人、事業者代表三人、学識経験者三人
公庫が労働者住宅または土地につい
て資金を貸し付けることができるもの
は、左の通りにきまつておるのであり
ます。法人格を有する労働組合、法人
格を有する国家公務員もしくは地方公
務員の団体または、主として労働者を
組合員とする消費生活協同組合で、そ
の組合員または構成員に賃貸するた
め、労働者住宅を建設する者、国家公
務員共済組合で、組合員のうち消防、警
察、監獄の職員のうちに組合の結成を禁
止されている者等に賃貸するため労働
者住宅を建設するもの、労働者を組合
とする住宅組合、社宅として労働者住
宅を建設する会社等の法人。貸付を受け
られる労働者住宅の広さは九坪から
二十坪までといたしたのであります。
貸付金額は会社等の法人の場合は六
割、その他の場合は全額、十割といった
としておるのであります。利率は会社等
の法人の場合は五分五厘、その他の場
合も五分五厘以下で、公庫が定めるも
ののといたしておるのであります。また
貸付金の償還期間は耐火構造三十五
年、簡易耐火構造二十五年、木造、木
骨防火構造が二十年といたしたのであ

ります。さらに会社等の法人に対する
貸付金額は年間の貸付総額の二割を越
えないようしなければならぬとい
うこといたしておるのであります。そ
の他おおむね住宅金融公庫法と同趣旨
の規定を設けておるのであります。そ
またこの法案により住宅金融公庫が
行う業務を公庫が行つておるの業
務と区別するために住宅金融公庫法の
一部を改正いたしまして、委託業務の
準則、業務方法書及び事業計画または
資金計画は、この法律に基く貸付金の
業務に関するものと、住宅金融公庫法
による貸付金の業務に関するものとを
別個に定めなければならぬといたし
て質疑に入りたいと存じますが、御異
議ございませんか。

○久野委員長 御異議なきものと認め
ます。それではさよう決定いたしま
す。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なきものと認め
ます。それではさよう決定いたしま
す。

（国の責務）

第三条 国は、防寒住宅の建設若し
くは防寒改修又はこれらに關する行
動上の援助を與えるように努めな
ければならない。

（試験研究及び普及事業に対する
國の援助）

第六条 建設大臣は、第四条の規定
により國の補助金の交付を受ける
關係地方公共團體が當該補助に係
る試験研究若しくは普及事業を行
わざ、又は當該補助金を補助の目
的以外に使用したときは、當該關係
地方公共團體に対し、補助金の
全部若しくは一部を交付せず、そ
の交付を停止し、又は交付した補
助金の全部若しくは一部の返還を
命ずることができる。

○久野委員長 次に北海道防寒住宅建
設等促進法案を議題とし、提案者より
提案理由の説明を聽取いたします。瀬
戸山三男君。

○久野委員長 次に北海道防寒住宅建
設等促進法案を議題とし、提案者より
提案理由の説明を聽取いたします。瀬
戸山三男君。

（この法律の目的）

第一条 この法律は、北海道におけ
る防寒住宅またはその用地については、
五箇年間固定資産税を非課税としたい
う規定をいたしておるのであります。
（この法律の目的）

第二条 この法律は、北海道におけ
る寒冷がはなはだしいことにかん
がみ、防寒住宅の建設及び防寒改
修を促進することにより、その氣
象に適した居住条件を確保し、も
つて北海道の開発に寄与し、あわ
せて北海道における火災その他の
災害の防止及び木材の消費の節約
に資することを目的とする。

（定義）

第三条 技術者又は技能者の養成又は
研修

（補助金の交付の手続）

第五条 前条の規定により國の補助
金の交付を受けようとする關係地
方公共團體は、建設省令の定める
ところにより、事業の計画書及び
経費見積書を添えて、補助金交付
申請書を建設大臣に提出しなけれ
ばならない。

第六条 住宅金融公庫（以下「公庫」
といふ）が、住宅金融公庫法（昭
和二十五年法律第百五十六号）以
下「公庫法」という。第十七条（業
務の範囲）第一項の規定により、
北海道の区域内において住宅の建
設（あらたに建設された住宅で、
まだ人の居住の用に供したことの
ないものの購入を含む。以下本条
において同じ。）をしようとする者

ござりますけれども私の説明を終る次
第であります。

○久野委員長 これにて提案理由の説
明は終りました。

なお志村茂治君外七十名提出、産業
本委員会への付託が選れておりますの
で、その付託を待つて三法案を一括し
て質疑に入りたいと存じますが、御異
議ございませんか。

（この法律の目的）

第一条 この法律は、北海道におけ
る寒冷がはなはだしいことにかん
がみ、防寒住宅の建設及び防寒改
修を促進することにより、その氣
象に適した居住条件を確保し、も
つて北海道の開発に寄与し、あわ
せて北海道における火災その他の
災害の防止及び木材の消費の節約
に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、左の各
号に掲げる用語の意義は、それぞ
れ当該各号に定めるところによ
り、さらには國家経済の上にも大きな
影響を与えるものとわれくは考えて
おるのであります。どうか各位におか
れましては、この法案に賛成されまし
て、一日もすみやかにこの法案が可決
され、労働者のためにこれが実施に相
なることを切望いたしまして、簡単で

認めるときは、補助金の交付を決
定し、これを当該關係地方公共團
體に通知しなければならない。

第七条 市町村が第一項の規定により補
助金交付申請書を建設大臣に提出
する場合及び建設大臣が前項の規定
による通知を市町村にする場合
においては、それぞれ北海道知事
を經由してしなければならない。
(補助金の返還等)

（この法律の目的）

第一条 この法律は、北海道におけ
る寒冷がはなはだしいことにかん
がみ、防寒住宅の建設及び防寒改
修を促進することにより、その氣
象に適した居住条件を確保し、も
つて北海道の開発に寄与し、あわ
せて北海道における火災その他の
災害の防止及び木材の消費の節約
に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、左の各
号に掲げる用語の意義は、それぞ
れ当該各号に定めるところによ
り、さらには國家経済の上にも大きな
影響を与えるものとわれくは考えて
おるのであります。どうか各位におか
れましては、この法案に賛成されまし
て、一日もすみやかにこの法案が可決
され、労働者のためにこれが実施に相
なることを切望いたしまして、簡単で

に対し、資金の貸付をすることが
できる住宅は、防寒住宅であつて、
且つ、住宅法第十一条（貸付け主）

2 公庫が北海道の区域内において
住宅又は耐火構造の住宅でなければ
ならぬ。

第一項に規定する住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、公庫法第二十条第二項に規定する主務省令で定めるもの外、建設省令・大蔵省令で定める。

4 公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、同条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する。

(住宅金融公庫の資金によって建設される産業労働者住宅)

第九条 公庫が産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第 号)

(以下「融通法」という。)第七条(資金の貸付の範囲)第一項の規定により、北海道の区域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条及び融通法第九条(貸付の条件)第一項に規定する耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅でなければならぬ。

2 公庫が北海道の区域内において産業労働者住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条第一

第十一条 北海道知事は、毎年一回、建設省令の定めるところにより、北海道の区域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について建設大臣に報告しなければならない。

項に規定する住宅については、⁴法律の施行の日から起算して一年を経過した日前に、資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理したものについては、第八条及び第九条の規定にかかわらず、公庫法の規定を適用する。

建設省設置法（昭和二十三年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の三の次に次の一号を加える。

二十三の四 北海道防寒住宅建築等促進法（昭和二十八年法律第号）の施行に関する事項

つたく異なつた自然的条件にありります。しかるに従来の木造住宅はまことに粗末なものが多く、このため一冬の採暖のために要する燃料は、石炭でトントン以上まきの場合には、實に住宅戸分に相当する木材を使用するといふ状況であります。従いまして火災の発生件数も多く、また寒冷な気象による凍上、積雪のために起るが漏り等、特殊な現象により、木造家屋の耐久年数は内地に比して、著しく低くなつております。

第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備について必要な技術的項目は、建設省令・大蔵省令で定める。
4 融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、融通法第九条第二項において準用する公庫法第二十条第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準価額について、準用する

の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

附 則

2 第八条及び第九条の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を限り、政令で指定する地域内において建設（あらたに建設さる）した住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。をする住宅については適用しない。

区	分	代
前防寒 の住宅 及び の住宅 の附 他 の住宅 である に附 て、且 つ、 の簡易 の耐火 構造 の建設 を目的 とする の貸 す。又 に標 准はお ねば不 可とす る。又 に標 准はお ねば不 可とす る。	住 主 業 者 の資 本 金 の貸 付 する 場合 において は、貸 付を する 金額 の限 度及 び貸 付の 金額 の規 定によ り資 本の 貸 付を する	項又は第 二項の規 定により資 本の貸 付をする 場合において は、貸 付を する金額 の限度及 び貸 付の金額 の規 定によ り資 本の貸 付を する

付金の限度	建設費（建設費が見える場合）	第一項の規定にかかるとおりとする。
期間	三十年以内	三十一年以上
貸付金の償還	建設費（建設費が見える場合）	三十一年以上
不動産の購入	建設費（建設費が見える場合）	三十一年以上

る事務を処理することと。
5 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）の一部を次のよう
改正する。
別表第三第一号（百二十二）の
に次のように加える。
（百二十二の二）北海道防寒
宅建設等促進法（昭和二十
一年法律第
号）の定める
ところにより、建設大臣に報
をする等の事務を行うこと

北海道においては火山灰地が多く、比較的低廉なブロック造建築をつくるのに恵まれた条件にあります。この方法によれば、木造と大差ない価格で不燃防寒住宅をつくることが可能であり、燃料費等を考え合せれば、かえつて経済になるときもいわれております。

本法におきましては、北海道の気象条件に適する不燃防寒住宅の構造設備を研究し、これを一般に普及することに対し国家的な助成をすること、住宅金融公庫より融資される住宅は不燃防寒構造のものに限り、そのかわり償還期間の若干の延長を認めること、並びに公営住宅その他国または公共団体の資金により建設される住宅は努めて不燃防寒的なものとせねばならぬ旨を規定しております。

これにより北海道に不燃防寒住宅が普及いたしますれば、北海道の開発に寄与することが大であるばかりでなく、今まで燃料としてむだに使用せられたいた、貴重なる木材を節約するためにも大いに役立つこととなります。しかししてこれらはいずれも戦後日本の重要課題の解決に寄与するところ大なるものがあると考えられるのであります。

何とぞ各位におかれましては、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

○久野委員長 これにて提案理由の説明は終りました、質疑に入ります。順次これを許します。村瀬宣親君。

○村瀬委員 この法案はむしろおそきに失したくらいであります。最も機宜に適したものと思うのであります。が、この法案運用の場合に疑義を残さないために二、三質問をいたしておき

ただいまの提案理由の御説明にあります。またが、この方法によりますと、木造と大差ない価格で不燃防寒住宅をつくることができるという御説明であります。ましたが、大体数字の上でどのようになるでございましょうか、それからまず伺つておきたいと思います。

○瀬戸山委員 今のお尋ねであります
が、一つの例をとつて御説明申し上げ
ますと、北海道の建築費は、御承知の
ように金融公庫におましまして建築単
価が高く認められておりまして、木造
住宅で三万三千円、簡易耐火構造の住
宅で四万五千円程度ということになつ
ておりますが、御承知のように木造が
八割の融資になつております、簡易耐火構
造の住宅が八割五分となつております
から、木造の場合は十五坪の家を建て
るといたしまして頭金が九万九千円、
簡易耐火構造になりますと十萬一千二
百五十円となつておりますから、北海
道にとつては非常に効果のある適切な
簡易耐火構造の住宅を建てるにいたし
ましても、それほど建築費に大きな負
担はかかるないという実情になつてお
ります。

それからこれの償還年限を多少延長
いたしておりますので、十五坪の例で
申し上げますと、木造住宅は当初にお
きまして月額三千六百五十五円の償還
になつておりますが、簡易耐火構造の
住宅、この法律では防寒住宅といたし
ておりますが、これは当初の月額償還
金が四千二百三十三円で、五百七十八
円の負担増に相なつております。しか
し、これは先ほど提案理由でも申し上
げましたように、北海道においては一
冬三トンの石炭が必要とされておるそ

うであります。簡単耐火構造、いわゆる防寒住宅の場合には、採暖の費用、まあ石炭費と申しますが、その二分の一、小さく見積りましても三分の一の節約ができる。その燃料費の節約を概算いたしてみますと、一冬一トン節約したといたしましても、月平均六百六十七円の採暖費、石炭費の節約ができる。これを差引計算をいたしますすれば、こまかく計算でありますけれども、実質的には八十九円の生活費の軽減ができる、こういう状態に相なつております。

りますので、この法律の附則にもおり、住宅金融公庫の制限規定につきましては、附則の第二項に「この法律の施行の日から起算して一年を限り、政令で指定する地域内において建設をする住宅については適用しない」という緩和の規定を置いておる次第であります。

○村瀬委員 もう一つお尋ねしておきたいと思いますのは第三条であります。が、「国は、防寒住宅の建設もしくは防寒改修又はこれらに関する試験研究若しくは普及事業を行う者に対し、財政上、金融上又は技術上の援助を与えるように努めなければならない」となつております。つまり、一つの道德規定のようなものになつておるのであります。その内容は第四条、第五条にあるのかもしれませんが「援助を与えるよう努めなければならない」というようなことがやはり必要なんでありましょか。四条、五条が内容ならば、三条を特に置かれた理由を承りたいと思います。

○瀬戸山委員 第三条は一種の精神規定のようではないか。まさにその通りであります。できれば、こういう公営住宅についての補助率を、もう少し他の振合いよりも引上げてやつたらどうかというようなことに相なると思いますけれども、今の日本の財政、それから国内の事情からは、特に北海道だけについて公営住宅の補助率を引上げることとはきわめて困難であるうといふ考えもあります。さらに地方公共団体に対して特別な助成をいたす、いわゆる特別な権利を与えるいは特別な義務を与えるということになりますければ——北海道の行政団体についてもい

う問題が起るとしてしますれば、例の憲法の住民投票の問題の規定もありますので、さようなことをいたさない方がよからうという立憲者の考え方であります。そこで、第三条はあつてもなくしてもよろしいような規定ではないか、こう仰せられるのはごもつともであります。が、このよきな特別の地域について、今日まで相当の立法がされておりますが、いはゆる立法例と申しますか、いざれもこういう一つの精神的な規定を設けておるのであります。それと同時に、これは精神規定のようであります。けれども、先ほども住宅に関する法案が三件も上程されるよううな事情でありまして、日本の今日の政治の大きな課題は住宅政策であります。そこで北海道についてこの特別の住宅政策の法律を立案いたしまして、かような規定を設けておくことは、住宅政策に対する熱意を持つて国は必ずやるであるうといふ考えのもとに規定いたしておるわけであります。

○村瀬委員 私もその精神は非常に大賛成なのでありますて、先年当建設委員会から北海道の調査に参りましたときにも、名前は忘れましたが、個人でいろいろ、防寒住宅を熱心に研究しておる人があつて、建設委員一同と写真を写したりなどして、その労をねぎらひ、将来の研究発展を激励して帰つた。ようなことも思い出すのでありますから、のことと自体は非常によいことといたすのであります。そこで問題は、思うのであります。ただ条文としてあつてもなくとも別にこの法案全体に対する影響はないといふような感じもいたすのであります。そこで問題は、第四条の、地方財政法第十六条の規定に基く補助金を交付するといふところ

が本身であります。大体においてどうか。多々ますます弁ずるのではありますか。ですが、これは第五条による計画書、経費見積書等によるわけでありましょよろしかが、やり方によれば實に龐大な国家事業になるのであります。これに充當する予算といいますか、大体の見当はつきなのありますか。あるいはどんなんにたくさんでも、それが國のために必要であるならば、あるいはまた世界的大發見、大發明にも資し得るならば、何ほどでも出そうといふお心構えがあるのでありますから、お伺いしたいと思います。

るだけ國から助成していただきたい、
こういう考え方であります。

○村瀬委員 最後に、今の御答弁でも
よつと伺つておきたいと思いますのは、
二十八年度予算に、お話を通りの
上されてありますが、これはこういう
法律が通らなくても、予算が通過され
ば支出し得るものと思うのであります
が、この予算の金額との法律と何か
特殊な關係があるのでありますか、そ
れを伺いたい。

○瀬戸山委員 もちろん試験研究だけ
の問題でありますれば、法律はなくとも
も行政上の措置でできないことはない
のであります。ただ北海道の特殊事情
によりまして、かような防寒住宅をで
きるだけ多く建てて北海道の住民の生
活に資する。それと同時に、冒頭に提
案理由で申し上げましたように、北海
道開発の一助にする。こういう大きな
ねらいでありますし、特に金融公庫法
の一部を改正する規定もありますので、
やはりこれは第四条だけの問題で
なく、一連のものとして規定いたして
おる次第であります。

○久野委員長 岡村利右衛門君。

○岡村委員 この法案は非常にけつこ
うな法案であります、これは必ずし
も北海道だけに限らなくて、あるいは
内地におきましても非常に寒いところ
もあるのであります、そういうところ
には適用しないでありますか。どう
いうわけで内地の方はそういうこと
ができるないのでござりますか。

○瀬戸山委員 今のお尋ねはごめんと
であります。日本全国寒いところは
寒くないような家を建てる。それと同
時に、いわゆる防火建築をしなければ

ならない。不燃建築については、ずっと以前の衆議院において、御承知のとおりに、不燃建築をすべきであるといつて決議案まで可決されておる状態であります。また風の吹くところには、暴風雨の時に耐え得る建築をしなければならない。そういうことはもちろんあり得るのであります。まして、北海道だけではなく、特に寒いところはほかにもあるから、いや、ないか、こういう御議論もござるものであります。ところが北海道は、先ほども申し上げましたように、北海道開発法によつて特に開発をしなければならぬ日本の領土のうちで御承知のように未開発地帯の一番広いところであります。しかも住宅が、いわゆる内地から移住した人が大勢おりまして、その原住地の習慣に従つてそれぞれ思いの、いわゆる特殊の気候に適しない家を建てて、その結果非常に不便を感じておる。こういう特別な地帯であると同時に、寒冷の度においても、たとえば東北地方の青森、秋田、あい、うところと比較いたしますれば、これは気象台の統計によりまして、詳しい数字はここにありますけれども、一々申し上げませんが非常に違つております。同時に、先ほど申し上げましたように、建築費その他においても、他の東北地方の建築と北海道の建築とは建築単価が違つて、いわゆる建築費が違う。こういうところへなれば、あえて北海道だけに限定する考え方ではないのであります。先ほども申し上げましたように、未開発の所へで起きただけ住民を定住させなければならぬ

い、そうして北海道の開発を推進しなければならない、こういう考え方で、まず北海道に特別な法律をつくりて実施いたしたい、こういう考え方でございます。

○岡村委員 試験的に北海道でおやりになるというのならばけつこうであります、できるならば内地の方におきましてもこれを適用するようにしていただきたい。御存じのごとく寒冷地特別措置法というような法律もございまして、大体その区域は限定することができますので、そういう区域におきましてもこの法を適用されるようにしていただければ非常にけつこうだと思ひます。

○瀬戸山委員 例の東北に関する法律も、寒い所が中国地方の山の中だもあるといふようなことでだん／＼広くなつておりますが、これはもちろんそういうこともありますあり得ると思います。ありますと、先ほど申し上げましたように、北海道のような特殊な未開発地を日本の領土が狹くなつた今日、一応の水準まで開発いたしたいと云う大きなねらいから、北海道総合開発法もできておりますので、それを側面からといいますか、これをやるにはどうしても住民の定着というか、安住の地を与えることが北海道開発の大きな基礎である。こういう意味で北海道については特別な気象状況に合つた住宅を普及する、こういう大きなねらいでありますので、先ほど申し上げましたように、この際北海道に限つてこの法律を適用して行きたい、こういうことありますから、どうかひとつ御了解をお願いいたしたいと思います。

せんか。——質疑なきものと認めます。それでは本法案に関する質疑は全部終了いたしました。

次会は明一日午前十時より行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後〇時四分散会

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局